

農地の売買なら任せて安心

### 長野県農業開発公社

離農もしくは規模縮小をする方から、公社が農地を買入れまたは借入れし、規模拡大によって経営安定を図ろうとする農業者に対して、農地を売渡しまたは貸付けをします。

公社を活用した売買なら、税制の特例が受けられるなどのメリットがあります。

詳しいことは、農業開発公社へお気軽にご相談ください。

※公社が売買する土地は農業振興地域の農用地区域が対象となります。

【問い合わせ】長野県農業開発公社松本支所  
TEL47-7800 (内線 2827)  
松本市島立 1020

### 農地流動化情報を公開しています！

各集落や地区内における農地の利用調整で、売買契約、貸借契約に至らなかった土地について、広く対象者・対象農地を募ることを目的として、流動化の情報を公開しています。

農地の詳細情報については、『農地情報台帳』として農業委員会事務局で閲覧できますので、お問い合わせください。

また、市のホームページでも情報を公開しています。なお、掲載する情報は、農地としての活用目的に限定された情報ですのでご了解ください。

※売買に関する買い手の方及び貸借契約における借り手の方については、経営耕作面積等の農家要件が必要ですので、ご承知おきください。

【問い合わせ先】農業委員会事務局 TEL34-3226

### 農地パトロールを実施しました

本年、9月から11月までの間に市内の全ての農地(8,635ha)について、農地の活用状況を一筆ずつ調査しました。

農地パトロールの目的は

- ①遊休農地の実態把握と発生防止・解消
- ②農地の違反転用発生防止 等です。



### 農地は適正に管理しましょう！

管理をしないと、雑草・雑木が繁茂し、周辺農地や近隣住民に大変迷惑をかけます。



## 有害鳥獣が出没しにくい環境づくりに努めましょう

#### 1 農地の管理

- ✓人が食べない柿やりんごなどは、農地に放置せず適正に処理する
- ✓落ち穂やキャベツの外葉などは、耕起して埋める
- ✓放置している果樹園は、伐採するなど環境整備する

#### 2 集落環境の整備

- ✓集落の柿や栗などはすべて収穫する、収穫しない場合は木の伐採も検討する
- ✓獣の隠れる場所を刈り払って見通しを良くする
- ✓廃屋や土蔵などの屋根裏は、獣のねぐらにならないよう、定期的に点検する
- ✓生ごみは屋外に放置しない
- ✓お墓などへのお供えものは持ち帰る
- ✓餌付けをしない

